

東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する グランドデザイン

(1) 検討の背景

東京電力福島第一原子力発電所の事態収束に向けた作業が長期化しており、緊急作業に従事する多くの労働者に、放射線への被ばくによる今後の中長期的な健康障害の発生リスクが高まることが懸念されていることから、これらの労働者に対して長期的な健康管理を行うことが必要となっている。

また、原子力災害対策本部においては、平成23年5月17日に「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」が取りまとめられ、本取組方針においては、安全や環境に及ぼす影響や作業環境に配慮しながら、一刻も早い事態収束に取り組むこととされた。特に、作業員の長期的な健康管理のため、「緊急作業に従事した全ての作業員の、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行うこと」等が示された。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、平成23年6月に「東電福島第一原発作業員の長期健康管理に関する検討会」を設置し、

データベースを構築するに当たって必要な項目

健康診断等、離職後も含めた長期的な健康管理の在り方

等について検討を開始した。本グランドデザインは、上記検討項目についての大枠を示すものである。

(2) 基本的な方針

緊急作業に従事した労働者が、緊急作業時に所属していた事業場から離職した後にも、自らの健康状態を経年的に把握し、必要な健康相談や保健指導等を受け、適切な健康管理を行うことができるよう、データベースは、被ばく線量以外にも健康状態に関する情報等を登録できるとともに、労働者本人が照会できる仕組みとする。

また、緊急作業に従事した労働者の長期的な健康管理を行うためには、緊急作業に従事したことによる健康への不安を抱えていること、累積被ばく線量の増加に応じて健康障害の発生リスクが高まることから、労働者が緊急作業時に所属していた事業場から離職した後にも適切な健康管理ができる健康相談窓口を設置するとともに、一定の被ば

く線量を超えた労働者に対しては健康診断等を実施することが適当である。

(3) データベースの構築

ア データベースに蓄積する項目

データベースにおいて保管する情報については、今後の長期的な健康管理に活用するため、下記 から までとする。

個人識別情報（ID 番号、氏名、所属事業場、住所等）

緊急作業従事前、従事中及び従事後の被ばく線量及び従事
中の作業内容

健康診断等の情報

健康相談、保健指導等の情報

その他健康管理に必要な項目（生活習慣等）

また、これらの情報は、離職前のものについては、事業者から提供を求めることとする。

なお、構築するデータベースの具体的なイメージについては表 1 のとおりであるが、例えば労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のように法令に基づき定期的に実施される項目と、任意で実施される項目の両者が含まれる。離職後の健康診断の結果等については、労働者の任意の提出をもとに管理することができるようにする。

なお、このデータベースは、将来、一定の条件のもとに疫学研究等に情報が活用されることになる場合も想定して内容を決定しておくことが望ましい。

イ データの参照

緊急作業に従事した労働者本人が被ばく線量を含めた健康情報を照会することが出来ることとする。また、個人情報保護の観点から労働者本人が窓口で照会することとし、全国各地から緊急作業に従事している労働者がいること等を踏まえ、労働者の利便性を考慮し、一定数の窓口を全国に設置することとする。

なお、主治医や事業者等が本データを活用する場合には、労働者を通じて提供する。

ウ データベースの管理

長期的に適切な健康管理を行うため、労働者の被ばく線量のみ

ならず健康情報等が継続的かつ長期的にデータベースに反映される仕組みとし、離職前に係る情報は事業者から提出を求めるとともに、離職後の健康診断結果等については、可能な限り労働者の負担が少ないように情報が入力されることが必要である。

このため、データベースを管理する主体としては、継続的かつ長期的に業務を遂行することが可能であり、データの照会のために一定数の窓口を全国に保有するとともに、健康診断等を実施する機関と緊密に連携できることが望ましい。

(4) データベースを活用した健康管理の実施

ア 具体的実施事項

緊急作業に従事した労働者においては、長期的に心身の健康に不安を感じる労働者がいることから、在職中は所属事業場において健康管理を実施することを原則とし、離職者を対象として健康相談窓口を設置する。

また、緊急作業に従事した労働者のうち、緊急作業終了時点において原子力発電所における通常の放射線業務への従事による被ばく線量を超える労働者については、晩発性の健康障害の発生が懸念されること等から、それらに関する検査について、法令上の義務に係るものを除き、定期的に健康診断として実施する。

さらに、今回の緊急作業においては、従来放射線業務では想定していない線量の被ばくをした労働者がおり、今後長期の潜伏期間を経て、がん等重大な疾病の発生が懸念されることから、必要な検査について健康診断等として実施する。

イ データベース登録証等の交付

今回の緊急作業に従事した労働者に対しては、健康管理の実施やデータベースの参照にあたっての本人確認が円滑かつ適切に行われるようデータベース登録証等を交付する。

ウ 定期的な見直し

健康管理のために必要な健康診断の実施項目等については、医学的知見の進歩や、検査手法の変化が想定されることから、適宜見直しを行う。

表1 データベースのイメージ

1. 基本情報

ID	
氏名	
生年月日	
性別	
住所	
電話番号	
放射線管理手帳取得状況	
登録番号(放射線影響協会)	
緊急作業時の所属事業場	

2. 作業・被ばく情報

測定開始日	
測定終了日	
事業場	
作業の場所	
作業内容	
通常・緊急の区別	
眼の等価線量	mSv
皮膚の等価線量	mSv
甲状腺の等価線量	mSv

実効線量	mSv
外部被ばく実効線量	mSv
内部被ばく預託実効線量	mSv
内部被ばく評価方法	
内部被ばく計測日	
計測値	
核種	
採血日(リンパ球染色体)	
生物学的線量評価	
生物学的スコアリング	

3. 健康相談・保健指導情報

実施日		健康相談等の種類	
記事			

4. 健康診断・検査情報

受診日		< 眼(白内障) >	
健診等の種類		検査方法	
既往歴		眼の所見	
食生活・飲酒		< 皮膚 >	
喫煙歴		皮膚の所見	
自覚症状		< 甲状腺 >	
他覚症状		TSH	
< 一般定期健診等 >		FT3	
身長	cm	FT4	
体重	kg	TRAb	
腹囲	cm	MCPA	
視力(右)		抗 TPO 抗体	
視力(左)		TgAb	
聴力 1000Hz(右)	dB	甲状腺超音波	
聴力 1000Hz(左)	dB	< 上部消化管(胃) >	
聴力 4000Hz(右)	dB	胃 X線透視	
聴力 4000Hz(左)	dB	胃内視鏡	
胸部 X線写真		ピロリ菌	
喀痰検査		ペプシノゲン 1	ng/mL
血圧(収縮期)	mmHg	ペプシノゲン 2	ng/mL
血圧(拡張期)	mmHg	ペプシノゲン 1/2 比	
赤血球数	/mm ³	< 下部消化管(大腸) >	
血色素量	g/dL	便潜血	
ヘマトクリット	%	大腸 X線透視	
血小板数	/mm ³	大腸内視鏡	
GOT (AST)	U/L	< CT・MRI 等 >	
GPT (ALT)	U/L	頭部・頸部	
-GTP	U/L	胸部	
総コレステロール	mg/dL	腹部	
HDL コレステロール	mg/dL	その他の部位	
LDL コレステロール	mg/dL	< その他 >	
TG	mg/dL	HBsAg	
血糖	mg/dL	HBsAb	
HbA1c	%	HBcAb	
尿糖		HBeAg	
尿蛋白		HBeAb	
尿潜血		HCV Ab	
心電図		高感度 CRP	mg/dL
< 白血球 >			
白血球数			
好中球	%		
好酸球	%		
好塩基球	%		
単球	%		
リンパ球	%		

印の項目(白血球・眼・皮膚)は、電離則に基づく健康診断に含まれる。

(参考) 「データベースのイメージ」の項目に関する補足

一般定期健診等

労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目及びこれらと同時に検査されることが一般的な項目(血小板数、尿潜血)が含まれる。

白血球

白血球数及び白血球百分率が含まれる。

甲状腺

代表的な甲状腺ホルモン、甲状腺の疾病で変化が認められる自己抗体、及び甲状腺の超音波検査項目が含まれる。

上部消化管(胃)

代表的な画像検査項目、ピロリ菌に関する検査項目、及びペプシノゲン法(血液検査によって胃がん高危険群である胃粘膜萎縮の程度を調べる方法)が含まれる。

下部消化管(大腸)

大腸がん検診として行われる便潜血、及び代表的な画像検査項目が含まれる。

その他

B型・C型肝炎ウイルスに関する検査項目及び炎症に関する検査項目(高感度CRP)が含まれる。